

第54期 令和4年度第7回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和4年12月1日(木)15:15～
サンポート高松北館第702会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第54期香川地方最低賃金審議会委員の任命について
- (2) 令和4年度最低賃金の改正状況について
- (3) その他

3 閉 会

第 54 期 令和 4 年度第 7 回香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 資料No. 1 第 54 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料No. 2 香川県の最低賃金
- 資料No. 3 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No. 4 令和 4 年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 5 - 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）
- 資料No. 5 - 2 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- 資料No. 6 - 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 資料No. 6 - 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 6 - 3 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 6 - 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 7 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 8 全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
- 資料No. 9 令和 4 年度香川県最低賃金の改正答申について
- 資料No. 1 0 香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します
- 資料No. 1 1 厚生労働省作成パンフレット「知っていますか？自分の最低賃金」
- 資料No. 1 2 業務改善助成金の活用例
- 資料No. 1 3 香川県最低賃金は令和 4 年 1 0 月 1 日から時間額 878 円（30 円引上げ）となります。業務改善助成金のご利用は 9 月 30 日までに 30 円コース等を利用するのがおすすめです。
- 資料No. 1 4 香川県の特定最低賃金の改正決定（発効）について

第54期 香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料№1

令和4年11月25日現在

香川労働局

区分	氏名	現職	備考
公益 代表 表	あずま けいすけ 東 圭 介	公認会計士 税理士 社会保険労務士	
	かごいけ のぶひろ 籠 池 信 宏	弁護士 公認会計士	
	かすがかわ みちこ 春日川 路子	香川大学法学部 准教授	
	しばた じゅんこ 柴 田 潤 子	香川大学法学部 教授	
	たかつか じゅんこ 高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授	
労働 者 代 表	たていし たける 立 石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長	
	つちだ かずき 土 田 和 樹	電機連合東四国地方協議会 兼 電機連合香川地域協議会 事務局長	
	なかむら とおる 中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長	
	ひろせ あさこ 廣 瀬 亜 沙子	UAゼンセン香川県支部 副議長 三越伊勢丹グループ労働組合 高松三越支部 執行委員長 三越伊勢丹グループ労働組合 執行委員	
	みつや ともひろ 三 屋 智 広	UAゼンセン香川県支部 支部長	
使 用 者 代 表	あやだ しょうこ 綾 田 正 子	綾田電機株式会社 代表取締役 昭和電装株式会社 代表取締役	
	おくだ たくみ 奥 田 拓 己	株式会社 北四国グラビア印刷 代表取締役社長	
	くぼた しんいち 窪 田 伸 一	香川県経営者協会 専務理事	
	ともくに せいじ 友 國 誠 二	株式会社トモクニ 代表取締役	
	わたなべ けんじ 渡 部 健 司	今治造船株式会社 常務取締役	
任 命 年 月 日	令和3年4月21日（任期は、令和5年4月20日まで） ※廣瀬委員は令和3年12月13日 任命任期は同じく令和5年4月20日まで ※奥田委員は令和4年9月5日 任命任期は同じく令和5年4月20日まで ※三屋委員は令和4年11月25日 任命任期は同じく令和5年4月20日まで		

(注) 各側委員は五十音順

知っていますか？自分の最低賃金

資料No2

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	878円	令和4年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

※1 下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

※2 **地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。**

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	878円 改正諮問がなかったため県最賃が適用		令和4年10月1日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く）	1,000円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和4年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,003円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和4年12月30日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	942円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	令和4年12月15日

○使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

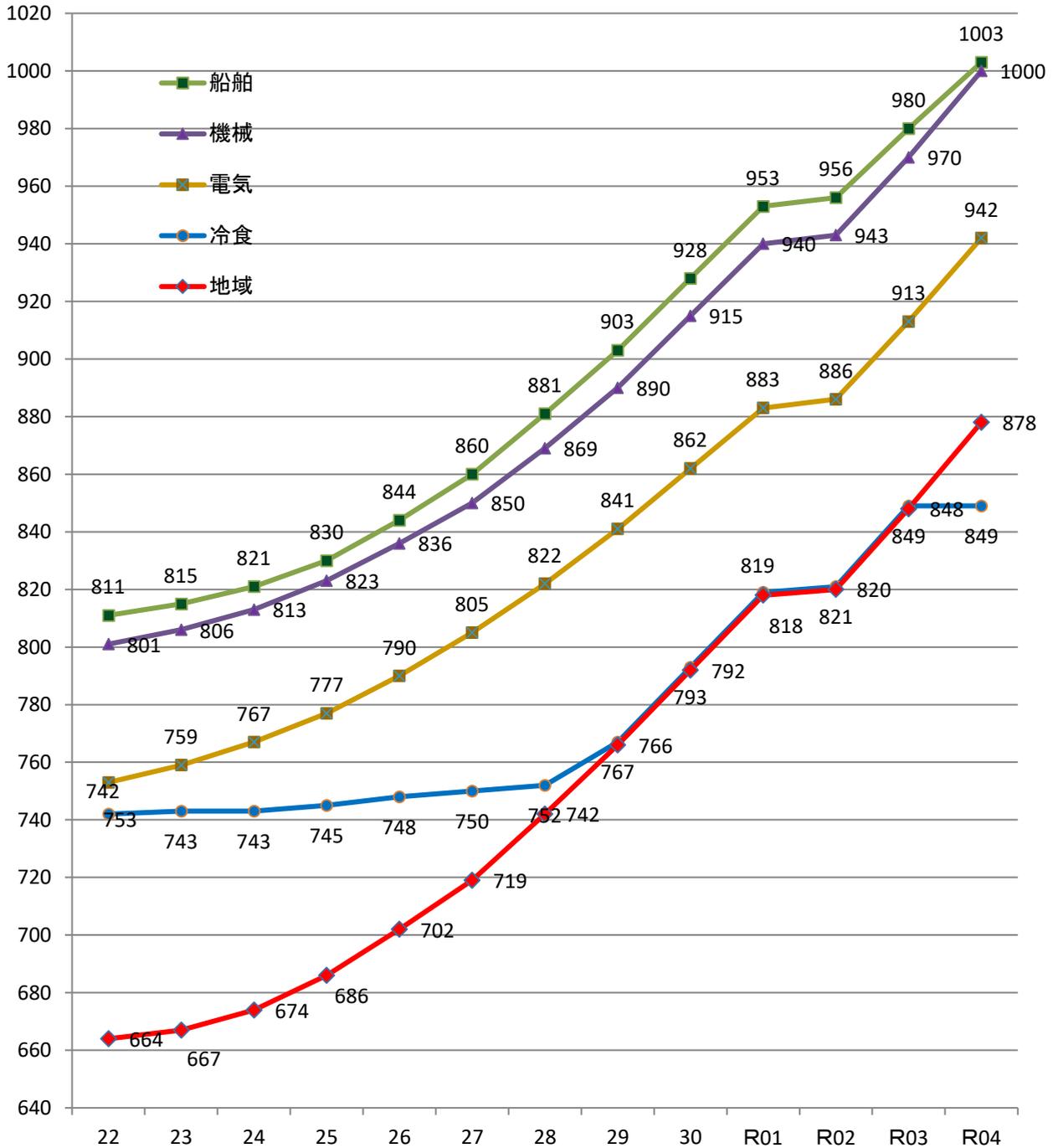
・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

香川県の特定最低賃金の推移



年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02	R03	R04
船舶	811	815	821	830	844	860	881	903	928	953	956	980	1003
機械	801	806	813	823	836	850	869	890	915	940	943	970	1000
電気	753	759	767	777	790	805	822	841	862	883	886	913	942
冷食	742	743	743	745	748	750	752	742	767	793	819	821	849
地域	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848	878

令和4年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 4

香川労働局

区分	開催月日と主な議題				
香川地方 最低賃金審議会 3.4.21 委員委嘱	① 令和4年7月1日 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議	② 令和4年7月22日 ・参考人意見聴取	③ 令和4年7月29日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性の有無 の諮問	④ 令和4年8月3日 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃改正の必要性有の答申 ・特定(機械、船舶、電気) 最賃の改正諮問 ・中賃の目安伝達	
	⑤ 令和4年8月5日 ・香川県最賃の改正決定 ・部会報告について採決 により結審、答申 ・答申内容:時間額878円、 (+30円、3.54%アップ)	⑥ 令和4年8月23日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・4.8.5付け答申どおり決定 することが適当との答申	⑦ 令和4年12月1日 ・第54期香川地方最低賃金審 議会委員の任命 ・令和4年度香川県最低賃金・ 特定最低賃金改正状況		
運営小委員会 3.6.30 委員指名	① 令和4年7月29日 ・特定(機械、船舶、電気)最 賃改正の必要性の有無審議				
公益委員会					
実地視察					
専門部会	香川県最低賃金 4.7.19 委員委嘱	① 令和4年7月22日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明	② 令和4年8月3日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年8月4日 ・金額審議	④ 令和4年8月5日 ・金額審議 ・意見の一致に至らず、公益案 について採決。時間額878円。 (+30円、3.54%アップ) 部会報告を取りまとめ本審へ 報告
	冷凍調理食品製造業最低賃 金				
	はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具製造業最低 賃金 4.8.22 委員委嘱	① 令和4年9月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和4年10月6日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年10月11日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額1,000円 (+30円 3.09%アップ) 令和4.12.15 指定日発効	
	船舶製造・修理業、船用機関製 造業最低賃金 4.8.22 委員委嘱	① 令和4年9月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和4年10月4日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年10月11日 ・金額審議	④ 令和4年10月31日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額1,003円 (+23円 2.35%アップ) 令和4.12.30 法定発効
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金 4.8.22 委員委嘱	① 令和4年9月21日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認	② 令和4年10月5日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ 令和4年10月13日 ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額942円 (+29円 3.18%アップ) 令和4.12.15 指定日発効		

令和4年8月5日

香川労働局長
松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月1日付け香労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額820円）は、令和2年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業者の事業存続と生産性向上のため、業務改善助成金等の各種助成金がより一層の実効性ある支援の拡充を、また、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 878円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 820円
- (3) 発効日 令和2年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,466円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

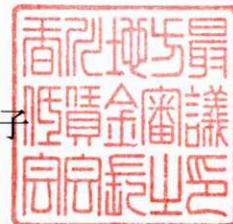
（註）1箇月換算額

$$820\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 116,436\text{円}$$

令和4年8月23日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤 子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和4年8月23日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

令和4年8月3日

香川労働局長

松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

令和4年10月11日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月3日付け香労発基0803第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,000 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和4年12月15日）

令和4年10月11日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

末沢 章伸

川西 英忠

春日川 路子

立石 則和

近澤 亨

柴田 潤子

中村 亨

村上 康裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,000円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和4年12月15日）

令和4年10月31日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月3日付け香労発基0803第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,003 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定発効（令和4年12月30日）

令和4年10月31日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

船用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

立 石 猛

家 田 卓 宏

籠 池 信 宏

中 塚 隆 明

山 脇 文 隆

柴 田 潤 子

中 原 純 平

渡 部 健 司

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,003 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定発効（令和4年12月30日）

令和4年10月13日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月3日付け香労発基0803第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 942 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和4年12月15日）

令和4年10月13日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月3日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

門 裕介

笠居佐都美

春日川路子

土田和樹

木下和洋

高塚順子

真鍋貴光

窪田伸一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 942 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和4年12月15日）

特定最低賃金対象業種の状況

賃金室 資料No.7

1 適用事業場数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	52	47	47	48	49	50	50	60	58
機械	281	339	338	341	337	330	327	326	330
船舶	211	158	169	201	199	133	134	130	129
電気	122	145	145	129	130	131	130	135	133

2 基幹的労働者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886	1,987	1,989	2,017	2,235
機械	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663	6,078	6,048	6,233	6,276
船舶	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310	3,587	3,576	3,670	3,751
電気	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278	5,061	5,060	5,144	5,395

3 申出者が代表する基幹的労働者数の推移

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	502	496	593	651	607	616	581	618	517
機械	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708	2,693	2,700	2,722	2,727
船舶	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060	2,019	2,015	2,044	2,007
電気	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827	1,919	1,938	2,005	2,008

4 影響率(()内は未満率)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
県最賃	3.5%	2.8%	4.5%	6.6%	6.5%	8.1%	2.4%	8.3%	13.2%
	(0.5%)	(1.7%)	(1.2%)	(1.1%)	(1.6%)	(1.0%)	(1.3%)	(1.0%)	(1.0%)

基幹的労働者

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	6.6%	3.5%	6.0%	5.6%	6.7%	13.6%	10.6%	19.2%	—
	(6.4%)	(3.0%)	(4.1%)	(2.7%)	(2.1%)	(5.2%)	(4.4%)	(3.7%)	—
機械	4.0%	3.1%	4.7%	6.5%	3.5%	6.3%	8.0%	7.1%	8.2%
	(3.2%)	(2.6%)	(3.2%)	(3.9%)	(1.9%)	(3.2%)	(5.2%)	(4.1%)	(4.1%)
船舶	5.0%	4.9%	4.1%	7.5%	5.6%	5.2%	2.9%	2.7%	4.8%
	(2.5%)	(1.3%)	(3.9%)	(3.9%)	(2.7%)	(3.6%)	(2.9%)	(2.2%)	(3.3%)
電気	4.9%	8.0%	7.3%	9.4%	5.0%	15.6%	8.5%	7.8%	10.4%
	(2.5%)	(1.6%)	(4.8%)	(6.4%)	(2.7%)	(10.1%)	(5.1%)	(1.7%)	(2.3%)

5 中位数(単位円)全労働者

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
冷食	888	877	978	897	946	963	970	938	966
機械	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313	1,307	1,316	1,369	1,391
船舶	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440	1,455	1,461	1,500	1,550
電気	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220	1,255	1,190	1,260	1,321

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
中賃目安 (Cランク)	14	16	22	24	25	26	—	28	30
目安 上積額	+2	+1	+1	±0	+1	±0	+2	±0	±0
県最賃	16	17	23	24	26	26	2	28	30
冷食	3	2	2	15	26	26	2	28	—
機械	13	14	19	21	25	25	3	27	30
船舶	14	16	21	22	25	25	3	24	23
電気	13	15	17	19	21	21	3	27	29

令和4年8月23日（火）

照会先

労働基準局賃金課

課長 岡 英範

主任中央 友住 弘一郎

賃金指導官

副主任中央 杉山 彰浩

賃金指導官

(代表) 03-5253-1111 (内線5546)

(直通) 03-3502-6758

報道関係者 各位

全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

～答申での全国加重平均額は昨年度から31円引上げの961円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、8月2日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

令和4年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

47都道府県で、30円～33円の引上げ（引上げ額が30円は11県、31円は20都道府県、32円は11県、33円は5県）

改定額の全国加重平均額は961円（昨年度930円）

全国加重平均額31円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額

最高額（1,072円）に対する最低額（853円）の比率は、79.6%（昨年度は78.8%。なお、この比率は8年連続の改善）

[（別紙）令和4年度地域別最低賃金額答申状況（PDF：139KB）](#)

 [（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ（PDF：59KB）](#) 



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

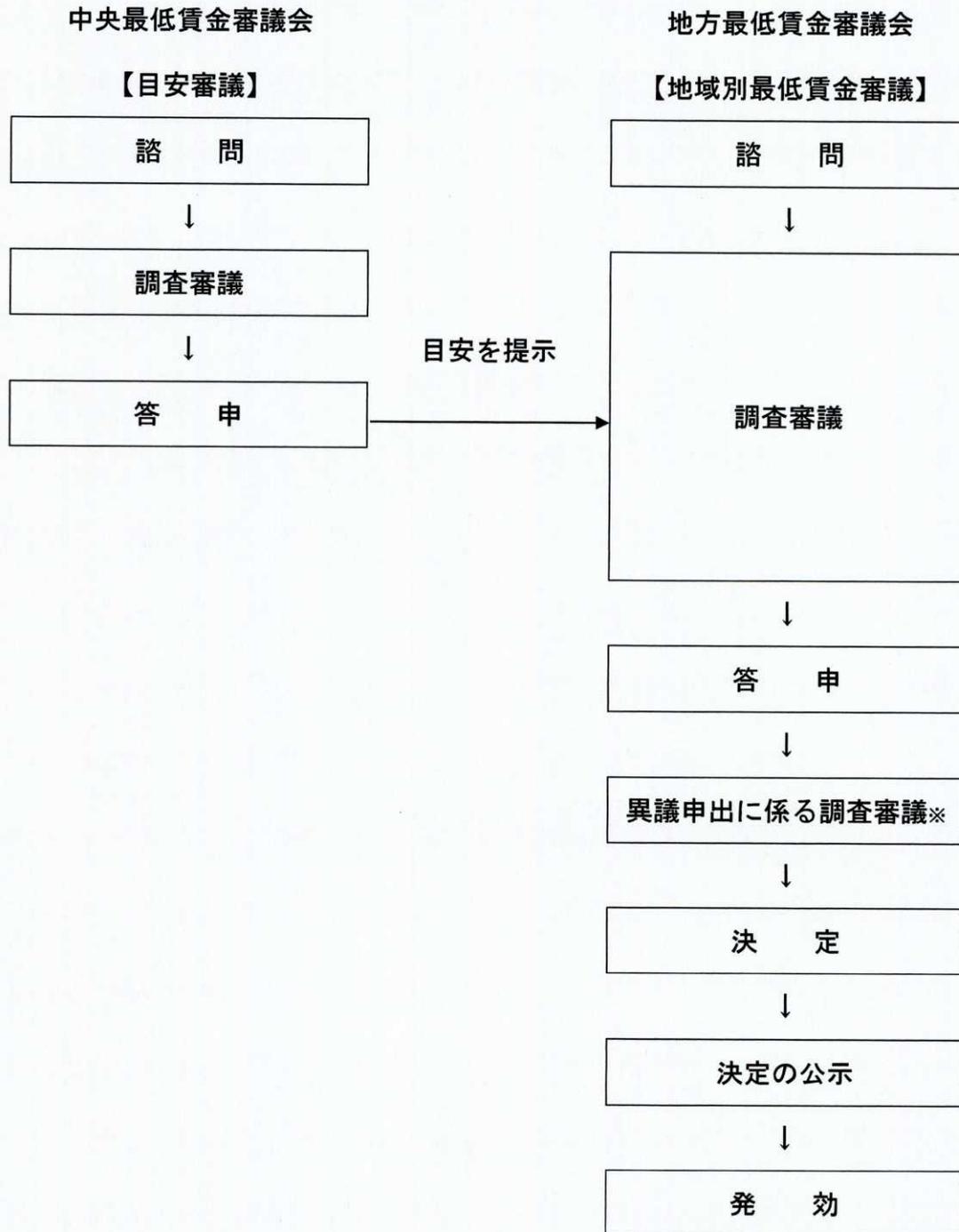
令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催



Press Release

香川労働局発表
令和4年8月5日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 塩田 明美 賃金係長 山本 憲司
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

令和4年度香川県最低賃金の改正答申について

— 香川地方最低賃金審議会答申 —

「時間額30円引き上げて878円とする」

香川地方最低賃金審議会(会長 しばたじゅんこ 柴田潤子 氏)は、本年7月1日(金)、香川労働局長(松瀬 まつせ 貴裕)から「香川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、香川県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたところ、本日8月5日(金)、結論をまとめ、同日、香川労働局長に対し「時間額878円とする」旨の答申を行った。

この「時間額878円」は、現行の香川県最低賃金(時間額848円)を「30円」引き上げるものであり、最低賃金が時間額単独方式になった平成14年度以降では、引上げ額が過去最高額となった。

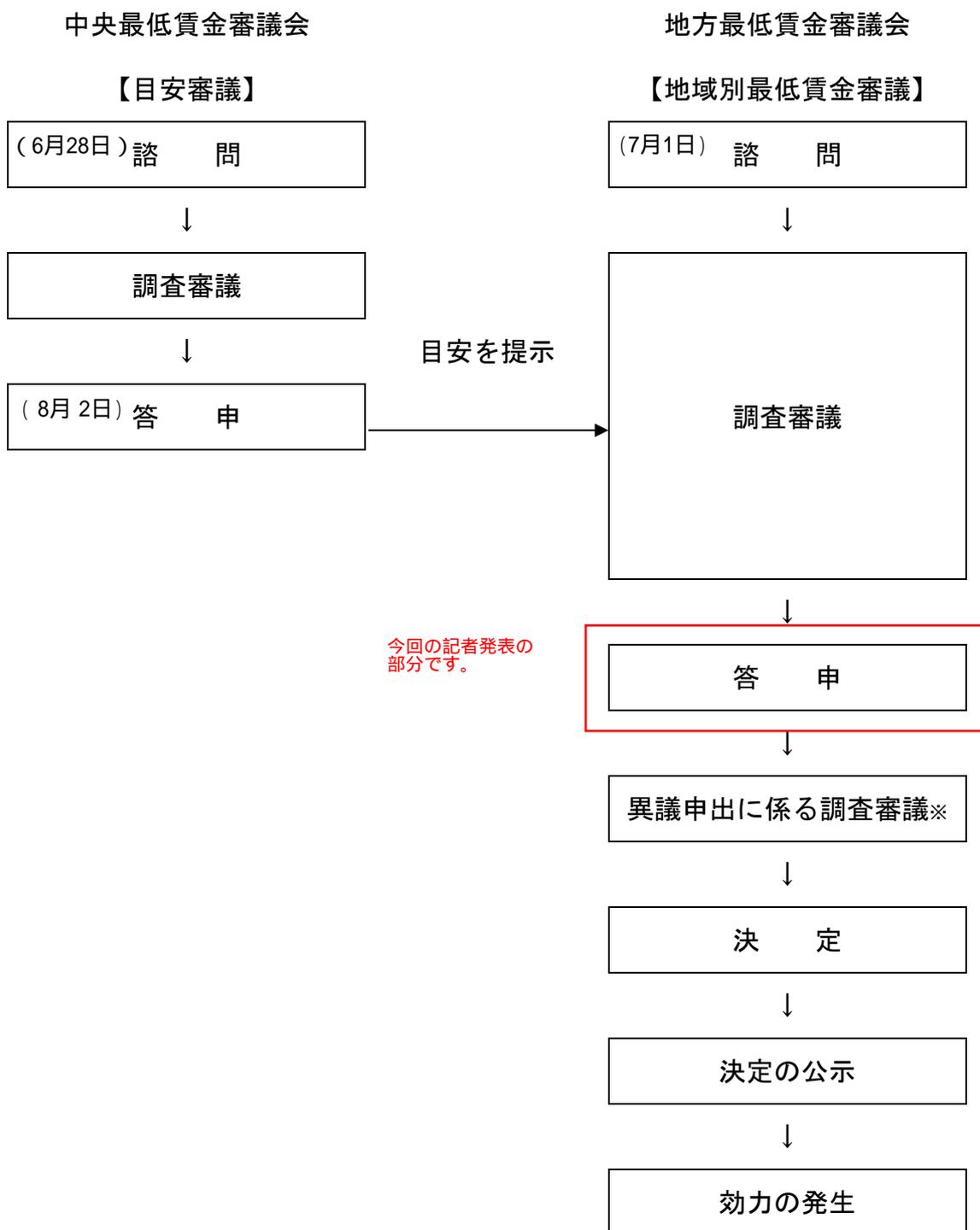
香川地方最低賃金審議会においては、去る8月2日(火)の中央最低賃金審議会の答申において引上げ額の目安が示され、諸般の事情を総合的に勘案して慎重な審議を重ねた結果、今般の答申を取りまとめたものである。

今後、香川労働局では、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、香川県最低賃金を改正決定する予定である。

[参考] 香川県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額(円)	792	818	820	848	878
対前年度上昇率(%)	3.39	3.28	0.24	3.41	3.54
対前年度上昇額(円)	26	26	2	28	30

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

四国各県の地域別最低賃金の推移 (平成14年度～令和3年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
14	日 額	廃止	—		廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84
26	時間額	702	2.33	16	679	1.95	680	2.10	677	1.96
27	時間額	719	2.42	17	695	2.36	696	2.35	693	2.36
28	時間額	742	3.20	23	716	3.02	717	3.02	715	3.17
29	時間額	766	3.23	24	740	3.35	739	3.07	737	3.08
30	時間額	792	3.39	26	766	3.51	764	3.38	762	3.39
元	時間額	818	3.28	26	793	3.52	790	3.40	790	3.67
2	時間額	820	0.24	2	796	0.38	793	0.38	792	0.25
3	時間額	848	3.41	28	824	3.52	821	3.53	820	3.54

* 発効年月日は、平成14年度から平成18年度までは各県とも10月1日である。
平成19年度は、徳島、香川が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。
平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
平成21年度は、各県とも10月1日である。
平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。
平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。
平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。
平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。
平成26年度は、徳島、香川が10月1日、愛媛が10月12日、高知が10月26日である。
平成27年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛が10月3日、高知が10月18日である。
平成28年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月16日である。
平成29年度は、徳島が10月5日、香川、愛媛が10月1日、高知が10月13日である。
平成30年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。
令和元年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月5日である。
令和2年度は、徳島が10月4日、香川が10月1日、愛媛、高知が10月3日である。
令和3年度は、徳島、香川、愛媛が10月1日、高知が10月2日である。

香川労働局発表

令和4年9月27日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 塩田 明美
	賃金係長 山本 憲司
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 (HP) https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

香川県最低賃金周知キャンペーンを実施します

— JR高松駅前ではリーフレット等配布を実施 —

香川労働局（局長 ^{まつせ}松瀬 ^{たかひろ}貴裕）は、令和4年10月1日に発効される香川県最低賃金「1時間878円」を周知するため、JR高松駅前において最低賃金のリーフレット等の配布を行います。

JR高松駅前での配布

日時 令和4年9月30日（金） 午前8時から午前8時30分頃まで

配布資料 別添のリーフレット及びポケットティッシュ

参加予定 香川労働局（局長等幹部職員）等

※当日に取材を行う場合は、事前に賃金室までご連絡いただくと幸いです。事前連絡なしでも取材は可能ですので是非お願いします。

参考 別紙1 最低賃金制度の概要等

別添 リーフレット

最低賃金制度の概要等

1 最低賃金制度の概要

(1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

(2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

(3) 最低賃金の決定等

- ① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、
㊦地域における労働者の生計費及び㊧賃金並びに㊨通常の仕事の賃金支払能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、㊦を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。
- ② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。
- ③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。
- ④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額848円を30円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。

改正された香川県最低賃金額の周知のため、 9月30日（金）午前8時からJR高松駅前 リーフレット等の配布を行いました。

香川労働局（局長 松瀬貴裕）は、令和4年8月23日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 柴田潤子氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間878円」に改正決定し、令和4年9月1日付けの官報に公示したことから、改正された最低賃金は令和4年10月1日から発効しました。

10月1日に発効した香川県最低賃金「1時間878円」を周知するため、発効日前日に当たる9月30日（金）午前8時から、香川労働局幹部職員、有志の香川地方最低賃金審議会委員の計21名が、最低賃金額が記載されたリーフレットを折り込んだポケットティッシュ（1000個分準備）の配布を行いました。



ポケットティッシュの配布を行う柴田会長
（画像を一部加工しています。）



ポケットティッシュの配布を行う松瀬労働局長
（画像を一部加工しています。）



ポケットティッシュの配布を行う労働局幹部職員
（画像を一部加工しています。）



取材される松瀬労働局長

当日、四国新聞社、NHK高松放送局、西日本放送（株）、（株）瀬戸内海放送から取材を受け、香川県最低賃金額を広く周知しました。

知っていますか？ 自分の最低賃金

香川県 最低賃金

878円

時間額

令和4年 10月1日から

前年比 **30円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ
香川労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									

- 4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合
- 例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合
- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
 - ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
 - ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

業務改善助成金

最大600万円を助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索



支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

業務改善助成金の活用例

飲食店、宿泊業、卸・小売業、生活関連サービス業、医療・福祉業製造業等の活用例です。

香川労働局ホームページの「最低賃金関係」の URL と QR コードからアクセスできます。

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawaroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saiteichingin.html



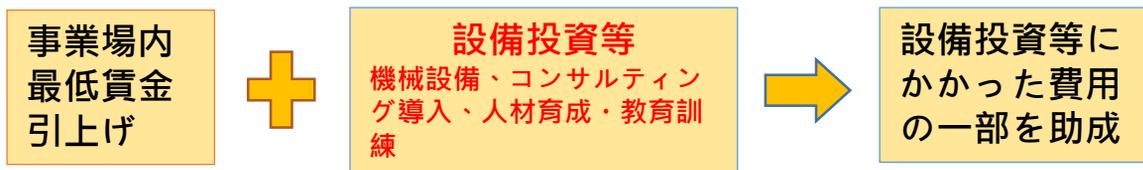
香川県最低賃金は令和4年10月1日から

時間額878円（30円引上げ）となります。

業務改善助成金のご利用は**9月30日**までに

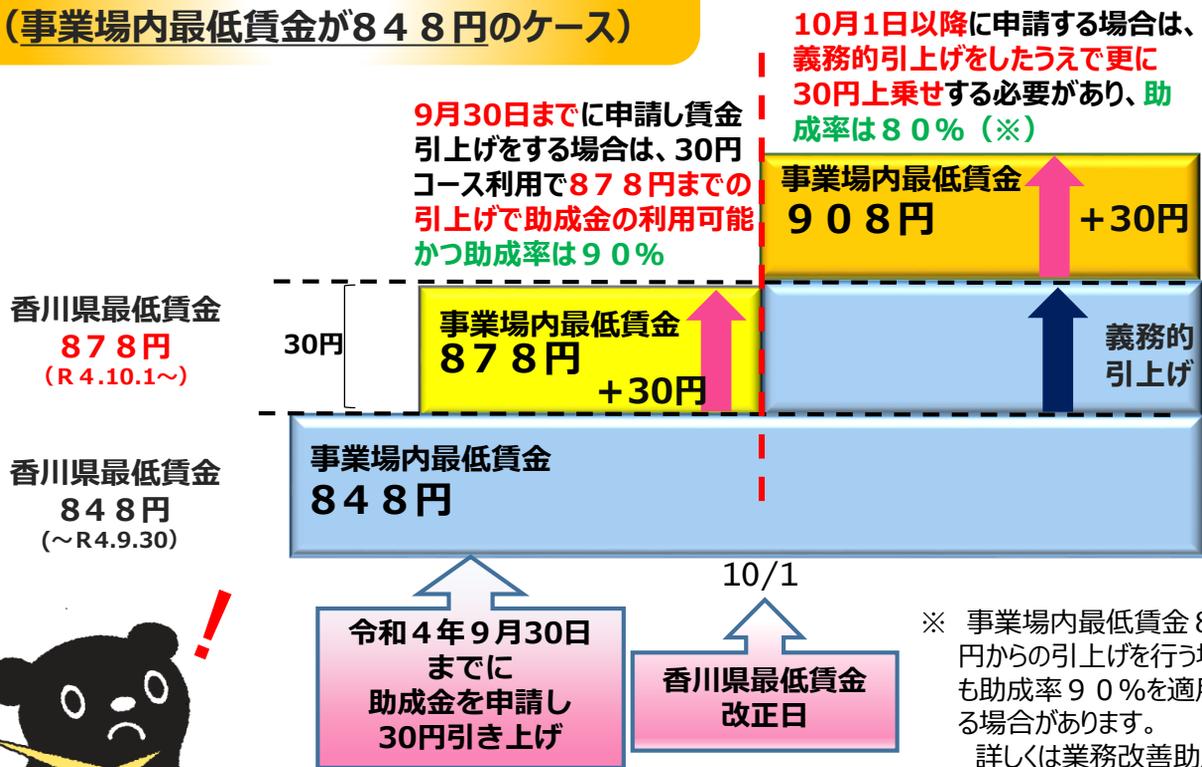
30円コース等を利用するのが**おすすめ**です。

9月30日までの申請の場合、改正前の848円からの引上げ、かつ助成率は**90%**とおすすめです。



業務改善助成金は、事業場内の最も低い賃金を引上げ、生産性向上のために設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成し、中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。（活用例は裏面を参照）

30円コースを申請する場合の例 (事業場内最低賃金が848円のケース)



※ 事業場内最低賃金878円からの引上げを行う場合でも助成率90%を適用できる場合があります。詳しくは業務改善助成金に関するHPをご確認ください。



業務改善助成金の活用例

製造業
(食料品)

個包装機械

均一な仕上がりが実現し
作業効率が上昇した。

製造業
(衣料品)

オンライン受注システム

自社サイトで商品の販売が可能となり作業時間の短縮、製造・発注ミスもなくなった。

卸売業・小売業

自動釣銭機

精算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

卸売業・小売業

ハンドフォークリフト

重量物を短時間で運搬できるようになり、1日当たりの作業時間が短縮し、従業員の安全衛生確保にもつながった。

宿泊業・
飲食サービス業

券売機

注文時間が短縮され、顧客の回転率も向上した。

宿泊業・
飲食サービス業

食器洗浄機

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

医療・福祉

介護リフト、電動式ベッド

利用者の移乗や起き上がりを1人で行うことが可能となり、作業効率が向上し、従業員の腰痛防止等安全衛生確保にもつながった。

医療・福祉

引き上げリフト付き福祉車両

送迎にかかる人員の削減や送迎時間の短縮につながり、従業員の身体的な負担も軽減した。



● 業務改善助成金に関するHP



● 業務改善助成金の問い合わせ先：0120-366-440
(業務改善助成金コールセンター)

香川労働局発表
令和4年11月30日

担 香川労働局労働基準部賃金室
賃金室長 塩田 明美
賃金係長 山本 憲司
当 【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

香川県の特定最低賃金の改正決定(発効)について

令和4年度香川県の特定最低賃金について、香川労働局長(局長 まつせ たかひろ 松瀬 貴裕)が下表のとおり改正決定し、令和4年11月30日までに順次官報に公示を行い、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は令和4年12月15日付けで、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金は令和4年12月30日付けで、それぞれ発効することとなりましたので、公表します。

香川県の特定最低賃金	時間額	引上げ	効力発生日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,000円	30円 (3.10%)	令和4年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,003円	23円 (2.35%)	令和4年12月30日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	942円	29円 (3.18%)	令和4年12月15日

全業種に適用のある香川県最低賃金は、時間額878円(令和4年10月1日発効)です。

これら3業種(「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」)については、令和4年10月31日までに香川地方最低賃金審議会(会長 しばた じゅんこ 柴田 潤子 氏)より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき、従来の最低賃金額を引き上げることとしたものです。

香川労働局においては、今後、地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を通じ、改正後の最低賃金額を広く周知し、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしています。

なお、香川県下における3業種の特定最低賃金適用労働者数は、約15,430人です。

香川県の特定最低賃金及び適用を受ける労働者数

特定最低賃金の適用を受ける基幹的労働者数は下表のとおりです。

香川県の特定最低賃金	適用を受ける 基幹的労働者数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金	約 6,280 名
船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金	約 3,750 名
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械 器具製造業最低賃金	約 5,400 名

なお、それぞれの業種について特定最低賃金の適用が除外される労働者の範囲が以下のとおり定められており、特定最低賃金の適用が除外される労働者には香川県最低賃金(時間額 878 円)が適用されることになります。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 適用除外労働者

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金 適用除外労働者

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 適用除外労働者

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)